

大分県では、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、盛土規制法)の規制区域を令和7年5月1日に指定し、運用を開始します。

規制区域内で行われる一定規模以上の盛土、切土又は土石の堆積の工事を行う場合は、事前に盛土規制法の許可等を受ける必要があります。

他法令の許可等を受けている場合でも、別途、盛土規制法の許可又は届出が必要な場合があります。

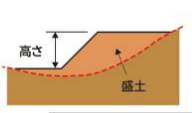
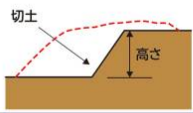
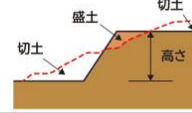
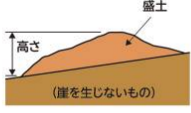
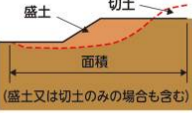
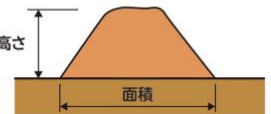
■許可又は届出が必要となる盛土等の規模

許可申請等が必要となるのは、工事予定区域内で下表中の①～⑦のいずれかに該当する盛土等(盛土、切土又は土石の堆積)を行う場合です。

※対象となる盛土等の規模は、施行場所(規制区域)により異なります。

規制区域については大分県のHPを参照してください。

⇒大分県の規制区域 : <https://www.pref.oita.jp/site/kisotyousa-kuiki-kouhyou/>

		宅地造成等工事規制区域において許可対象		特定盛土等規制区域において許可対象		特定盛土等規制区域において届出対象	
許可	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 1m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 5m超 2m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 5m超 2m超 となるもの(①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3000㎡超 500㎡超 となるもの(①～④を除く) 	
	「崖」:地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなすもの						
許可	一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 2m超 かつ面積が 300㎡超 1500㎡超 300㎡超 となるもの 			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3000㎡超 500㎡超 となるもの 		

対象となる盛土等の工事を実施する場合は、「盛土規制法運用の手引」を参考に、盛土規制法に基づく許可申請等を行ってください。

⇒盛土規制法運用の手引 : <https://www.pref.oita.jp/site/moridotaisaku-shinsei/>

■対象工事がない場合

対象となる盛土等の工事が無い場合は、盛土規制法に基づく手続きの必要はありませんが、工事計画の変更等により盛土規制法の規制対象工事を新たに実施する場合は、盛土規制法の新規許可を取得する必要があります。

そのため、他法令における変更手続き等を行う場合でも、別途、盛土規制法に基づく新規許可申請及び許可申請手数料の納付が必要となります。

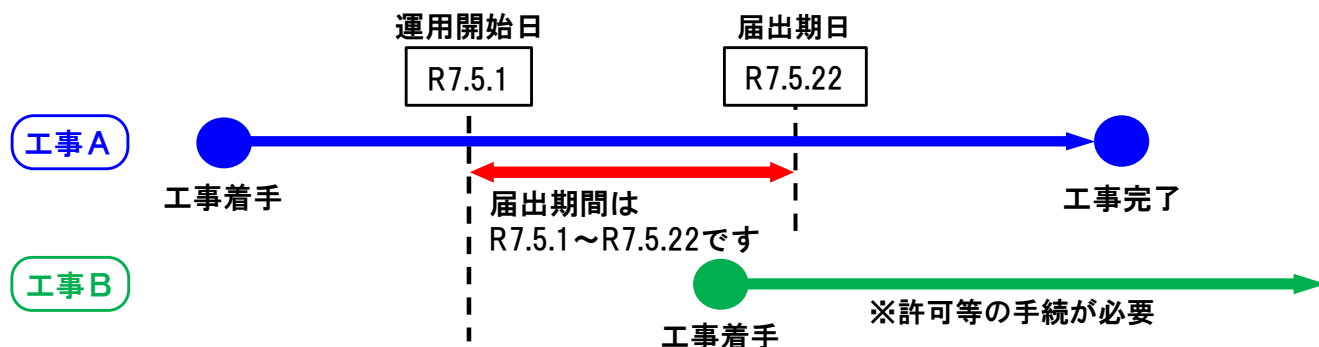
□ご不明な点は、下記連絡先にお問い合わせください。

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 盛土対策第二班 ☎:097-506-4694,4695

運用開始に伴う留意事項(施工中の工事の届出)

1 届出の手続きについて

- 運用開始(R7.4.30)前に工事着手して、運用開始(R7.5.1)後も継続する工事は、**令和7年5月22日**までに法第21条又は第40条に基づく**届出が必要です**。**工事A**
※届出後に計画を変更し、届出内容を超える規模の盛土等を行う場合は、許可等が必要となる場合があります。
 - なお、**運用開始(R7.5.1)後に工事着手する場合は、許可等の手続きが必要です**。**工事B**
- ☆手続きのイメージ(手続きの必要性については、大分県H.Pの判断フローを参考にしてください。)



2 届出の対象となる規模について

法21条1項・40条1項届出の対象規模 ※宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域で共通			届出書に別途添付図書が必要となる規模 ※宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域で共通	
土地の 形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)
	「崖」: 地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなすもの			
一時的な 土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1500㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの	

3 届出の提出方法について

大分県への届出先は、**電子申請システム(Graffer)での受付**とします。

※大分市(全域)、別府市(宅地造成等工事規制区域内)は、届出窓口が異なりますのでご注意ください。

- ・大分市(全域): 大分市開発建築指導課開発指導室 (097-537-5683)
- ・別府市(宅地造成等工事規制区域内): 別府市建設部都市計画課都市開発係(0977-21-1471)

上記内容について、以下のURLに記載していますので、ご確認ください。

大分県H.P : <https://www.pref.oita.jp/site/moridotaisaku-todokede/>

○問い合わせ先

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 盛土対策第二班

電話: 097-506-4694、097-506-4695

メール: morido-shinsei@pref.oita.lg.jp